

伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき 及び伊東市玖須美児童館指定管理者募集要項

I 趣旨

II 事業内容に関する事項

- 1 事業の概要
- 2 事業の適正な実施に関する事項
- 3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項
- 4 避難所開設時の実施事項等

III 指定管理者の募集（申請）及び選定に関する事項

- 1 指定管理者選定スケジュール
- 2 応募者の参加資格要件
- 3 応募の手続について
- 4 指定管理者の候補者の選定
- 5 指定管理者の指定

IV 問合せ先

V 添付書類

I 趣旨

児童の健全育成とその健康の増進を図る児童館業務と、あわせて身体障がい者に対する機能訓練、文化的活動等を行う施設である伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき並びに児童館業務を行う伊東市玖須美児童館について、伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年伊東市条例第34号）第2条の規定に基づき、当該施設（以下「指定施設」という。）の設置目的を一体的かつ効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

II 事業内容に関する事項

1 事業の概要

(1) 指定施設の概要

ア 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき（以下「はばたき」という。）

(ア) 所在地 伊東市松原622番地の12

(イ) 建設年月日 平成8年11月30日

(ウ) 施設の規模等

・ 延床面積 1,867.85㎡

・ 構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

地下1階 駐車場、変電室、ボイラー室他 390.34㎡

1階 548.67㎡

(共用部分)

事務室、ホール、便所他 230.09㎡

(児童センター部分)

遊戯室、体育室 176.05㎡

(身体障害者福祉センター部分)

浴室、脱衣室、作業所（喫茶、売店）、静養室

142.53㎡

※ 作業所及び静養室については、その運営母体である社会福祉法人クープに単年度更新で建物の一部使用を許可しています。

2階 487.08㎡

(共用部分)

団体活動室、相談室、便所、倉庫、ホール・ロビー他

222.63㎡

(児童センター)

図書室 62.13㎡

(身体障害者福祉センター部分)

日常生活訓練室、社会適応訓練室、作業室

202.32㎡

3階 414.20㎡

(共用部分)

集会室(食堂)、視聴覚室、録音室、静養室、便所

ホール・ロビー、倉庫 338.24㎡

(身体障害者福祉センター部分)

調理室 75.96㎡

PH階 27.56㎡

- ・ 附帯施設 水道 市水道
ガス 都市ガス
下水道 公共下水道
園庭 遊具(ブランコ、総合遊具、砂場、鉄棒、ジャングルジム)

(エ) デイサービス事業の定員 障害者デイサービス事業(以下「デイサービス事業」という。)について、利用定員は、1日当たり、おおむね15人

イ 伊東市玖須美児童館(以下「玖須美児童館」という。)

(ア) 所在地 伊東市和田一丁目4番10号

(イ) 建設年月日 昭和58年3月19日

(ウ) 施設の規模等(登記面積)

- ・ 延床面積 200.15㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
- ・ 附帯施設 水道 市水道
ガス 都市ガス
下水道 公共下水道

(2) 指定管理者が行う業務

ア 児童福祉施設

- (ア) 健全な遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導に関すること。
- (イ) 母親クラブ等の地域組織活動の育成助長に関すること。
- (ウ) 運動に親しむ習慣の形成に関すること。
- (エ) 体力増進指導を通じて社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりに関すること。

イ 身体障害者福祉施設

(ア) デイサービス事業

- あ 機能訓練に関すること。
- い 社会適応訓練に関すること。
- う 福祉・相談等に関すること。
- え レクリエーションに関すること。
- お 創作活動に関すること。
- か 入浴・給食・送迎の各サービスに関すること。
- (イ) 身体障がい者関係福祉団体の運営について、適切な助言・指導、各種会合等に必要の便宜を図る事業
- (ウ) 身体障がい者の福祉の増進を図るためのボランティア養成等の事業及び身体障

- がい者又は地域住民に対する啓発の事業
- (エ) 上記のほか、市長が必要と認める事業
- ウ 共通業務
- (ア) 指定施設の利用の許可に関すること。
- (イ) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 管理に係る人的体制
- ア 児童福祉施設
- (ア) 伊東市中央児童館 館長 1 人、児童厚生員 6 人
- (イ) 玖須美児童館 館長 1 人、児童厚生員 4 人
- (ウ) 館長は、伊東市中央児童館及び玖須美児童館を兼務することができますが、他の職員は原則として専任とすること。
- (エ) 開館日において、伊東市中央児童館では 3 人以上、玖須美児童館では 2 人以上の児童厚生員が従事する体制とすること。
- (オ) 職員の 2 人以上は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する児童の遊びを指導する資格を有すること。
- (カ) 現在の児童厚生員 10 人が継続雇用を希望する場合は、継続雇用するよう努めること。
- イ 身体障害者福祉施設
- (ア) 管理者（他施設との兼務可） 1 人
- (イ) 生活支援員（入浴介助員を含む。） 5 人以上（3 人以上は常勤とする。）
- (ウ) 看護職員 1 人
- (エ) 調理員 1 人
- (オ) 理学療法士、作業療法士又は機能訓練指導員 1 人
- ※機能訓練指導員は、日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者としします。
- (カ) 嘱託医（医療機関等との兼務可） 1 人
- ウ 共通業務
- Ⅱ－１－(2)－ウに係る事務を行う者（当該事務を主たる業務とし、その他業務との兼務を妨げません。）を 1 人配置すること。
- (4) 管理の基準
- ア 開館時間
- 午前 9 時から午後 10 時までとします。ただし、児童福祉施設の利用時間は伊東市立児童館条例（昭和 58 年伊東市条例第 1 号）第 4 条に規定するとおりとします。
- また、デイサービス事業の利用時間は、午前 9 時から午後 3 時までとします。
- イ 休館日
- 1 2 月 28 日から翌年 1 月 3 日までとします。ただし、デイサービス事業は、これに加えて日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を休業日とします。
- ウ 上記ア及びイにかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て利用時間及び休館日を変更することができます。また、デイサービス事業については、市長が特に必要と認めるときは、利用時間及び休業日を変更する

ことができます。

(5) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(6) 事業の計画

現行の事業を継承し、毎年度3月末日までに翌年度の事業計画、事業予算及び人員配置を策定し、提出すること。なお、人員配置計画はⅡ－1－(3)の「管理に係る人的体制」を基本にして策定すること。

(7) 備品の管理

ア はばたき及び玖須美児童館で現に使用している市の備品は、無償貸与とします。

イ 備品の維持管理は、指定管理者が行います。

(8) 利用料

冷暖房その他特別の施設を使用するときは、利用料負担がありますが、その額は伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき条例施行規則（平成8年伊東市規則第19号）で定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。

(9) 管理に係る経費

ア 指定管理者には、Ⅱ－1－(2)に示す業務を行うための管理経費を予算の範囲内で支払います。

イ 支払方法等詳細については、指定管理者指定後協議し、協定に定めます。

ウ 指定の期間中の各年度の支払額を予定するため、はばたき及び玖須美児童館に係る収支予算書を以下のとおり作成すること。

(ア) はばたき及び玖須美児童館の管理に係る収支予算書は、指定の期間全体の収支予算書と、令和8年度から令和12年度までの毎年度の収支予算書を作成すること。

(イ) 指定管理料は、次の表に掲げる額を上限として作成すること。（表中の業務区分はⅡ－1－(2)に示す各業務とする。）ただし、額を約束したものではありません。

（単位：千円）

年度	業務区分	金額
令和8年度	ア 児童福祉施設	16,501
	イ 身体障害者福祉施設	42,890
	ウ 共通業務	21,329
	計	80,720
令和9年度	ア 児童福祉施設	16,938
	イ 身体障害者福祉施設	44,180
	ウ 共通業務	21,552
	計	82,670
令和10年度	ア 児童福祉施設	17,388
	イ 身体障害者福祉施設	45,475
	ウ 共通業務	21,782
	計	84,645
令和11年度	ア 児童福祉施設	17,852

令和12年度	イ 身体障害者福祉施設	46,897
	ウ 共通業務	22,019
	計	86,768
	ア 児童福祉施設	18,330
	イ 身体障害者福祉施設	48,327
	ウ 共通業務	22,263
	計	88,920

- ・ 指定の期間中、特別な事情により生じたⅡ－１－(2)に示す業務に係る管理経費以外の経費については、別途協議することとし、収支予算書に含めないこと。
- ・ 指定施設の冷暖房その他特別の設備の利用料（伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき条例（平成8年伊東市条例第17号）第10条第1項ただし書に規定する費用）及びデイサービス事業の利用に係る食費や生産活動・創作活動に要する費用等（同条例第10条の2第3項に規定する特定費用）は、指定管理者の収入とし、デイサービス事業に係る利用者負担金（同条第1項に規定する利用者負担額）は、市の歳入とします。
- ・ 現在使用している喫茶室、厨房、売店コーナー及び静養室並びに伊東市幼児こたの教室の使用する光熱水費は、指定管理者の負担とします。
- ・ デイサービスの利用に係る食費のうち人件費相当分は、市が負担します。
- ・ デイサービスの利用に係る車両（3台）に関わる全ての費用は、指定管理者の負担とします。
- ・ Ⅱ－１－(5)に示す指定期間中に発生した天災、物価の上昇、制度の改正等により、上限額を越える可能性がある場合は、別途協議するものとします。

2 事業の適正な実施に関する事項

(1) 業務の委託

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

(2) 法令の遵守

指定管理者は、指定施設の設置目的を踏まえ、本募集要項・仕様書のほか、次に掲げる法令、条例のほか関係する法令等に基づき実施する。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

エ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

カ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

キ 伊東市立児童館条例

ク 伊東市立児童館条例施行規則（昭和58年伊東市規則第2号）

- ケ 伊東市児童・身体障害者福祉サービスセンターはばたき条例
- コ 伊東市児童・身体障害者福祉サービスセンターはばたき条例施行規則
- サ 伊東市障害者デイサービス事業実施要綱（平成 8 年伊東市告示第 1 1 0 号）
- シ 伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ス 伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 16 年伊東市規則第 2 2 号）
- セ 伊東市暴力団排除条例（平成 2 4 年伊東市条例第 1 9 号）

(3) 利用者の安全対策の徹底

指定管理者は、利用者の安全確保に努めること。

特に感染症対策には注意し、指定施設において感染症患者が発生した場合は市と協議し、その対応を行うこと。

(4) 事業の報告等

ア 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度の末日から 6 0 日以内に管理業務に関する以下に掲げる事項を記載した事業報告書を提出する。

- (ア) 当該年度の事業の状況
- (イ) 当該年度における収支決算書
- (ウ) 当該年度末における財産目録
- (エ) 当該年度末における職員名簿及び当該年度における職員の異動状況報告書
- (オ) その他市長が特に必要と認める事項

イ 業務報告の聴取等

- (ア) 指定施設の適正な管理運営を期するため、管理運営の状況に関し、定期（1 か月に一度）又は必要に応じて臨時に、報告を求め、実地調査又は必要な指示を行います。
- (イ) 業務報告の聴取等の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られないときは、業務の停止又は指定の取消しの措置を行うことがあります。

(5) リスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、次の表のとおりとします。

ただし、次に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と協議の上、リスク分担を決定します。

項目	内容	市	指定管理者
施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷		○
	経年劣化等による施設・設備等の損傷等		○
	経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの	○	
施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○	
利用者等への損害賠償	市の責めに帰すべき事由によるとき	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○

	上記以外の事由によるとき	協議	
情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
引継費用	管理運営業務の開始及び終了に伴う引継のための費用		○
災害復旧に係る費用	災害により損失した施設・設備の復旧費用	○	
第三者行為による損失	第三者行為により損失した施設・設備の修繕等		○
管理運営の中止・中断	指定管理者の責めに帰すべき事由によるとき		○
	上記以外の事由によるとき	協議	
法令等の変更	管理運営に影響を与える法令等の変更	協議	

3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

- (1) 協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項
市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置
ア 市は、指定管理者の指定を取り消します。
イ 市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。
ウ 指定管理者は、次の指定管理者が円滑にはばたき及び玖須美児童館の業務を遂行できるよう施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。
- (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合
ア 災害その他不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になったときは、事業継続の可否について協議するものとします。
イ 一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ書面により協定を解除できるものとします。

4 避難所開設時の実施事項等

伊東市が伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき又は伊東市玖須美児童館を避難所として開設する場合、指定管理者は、以下に示す事項について了承及び実施するものとする。

- (1) 施設の避難所開設判断は、市が実施するものとする。
なお、市が避難指示を発令し、施設を避難所として開設する判断をした場合は、避難所としての施設使用を優先するものとする。
- (2) 避難所運営については、避難所開設時の初動対応は市職員が行い、避難生活の長期化が見込まれる場合は、地域の自主防災会に引き継ぐものとする。
なお、指定管理者は、施設の避難所開設に当たり、必要に応じて以下の対応をしなければならない。
ア 施設の安全確認について建物・設備等の被災状況チェック
イ 避難所開設時における施設管理者として施設管理上必要な対応のための職員の配置（人員数、時間については市と協議）

- ウ 伊東市（施設所管課）との緊急連絡体制の整備
 - エ 施設利用者に対しての利用許可の変更
 - オ 市職員との施設の使用方法や資機材保管場所等の連絡調整
 - カ その他避難所開設時における必要な対応
- (3) 避難所の開設及び初動対応は市職員が行うが、それよりも前に自主避難者が避難してきて、かつ施設職員が勤務している場合は自主避難者に対して以下の対応を行わなければならない。なお、対応については、その都度伊東市（危機対策課）の指示を仰ぐこととする。
- ア 気象状況等から避難所を開設する可能性がある場合は、自主避難者を施設内の安全な場所に案内し、避難所が開設されるまで待機させる。
 - イ 気象状況等から避難所を開設する見込みがない場合は、帰宅又は親戚・知人宅等への移動を促す。
- (4) 避難所開設時の緊急対応業務が円滑に実施できるよう、伊東市（危機対策課）との連絡を密にし、平時から施設の状況等について情報を共有しなければならない。
- (5) 避難施設使用経費については以下のとおりとする。
- ア 避難所としての使用に係る人件費（指定管理者職員分）・長期化した場合の光熱水費などの経費は、必要に応じ実費を精算する。
 - イ 避難所として使用した際の破損、汚損については、伊東市が原形復旧を行う。
- (6) 暑熱避難施設の開設
- 熱中症特別警戒アラートが発表されたときには、業務時間中、避難施設として指定された箇所を開放しなければならない。

Ⅲ 指定管理者の募集（申請）及び選定に関する事項

1 指定管理者選定スケジュール

令和 7 年 8 月 1 日～8 月 2 9 日	募集期間
令和 7 年 9 月下旬	選定委員会（応募者プレゼンテーション）
令和 7 年 1 0 月	選定結果の通知
令和 7 年 1 2 月	議会の議決
令和 8 年 1 月	指定管理者の指定（通知、告示）
令和 8 年 4 月 1 日	管理業務開始

2 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の資格等

社会福祉事業運営に実績ある団体であること。

(2) 欠格事項

団体又はその代表者が、次の欠格事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により伊東市における一般競争入札等の参加を制限されている者

- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ウ 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触する者
- エ 市税を滞納している者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団やその構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が代表者や役員である団体
- カ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等
- キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

3 応募の手続について

(1) 応募予定団体への業務説明会

- ア 日時 令和7年7月18日（金）午前10時から午後3時までの間に時間を調整して実施します。
- イ 会場 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき（伊東市松原 622 番地の 12）
- ウ 参加者 1 応募団体につき 2 人までとします。
- エ 申込方法 業務説明会への参加を希望する団体は、7月15日（火）までに「IV 問合せ先」まで、電話連絡をすること。

(2) 募集要項に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和7年7月22日（火）から令和7年7月24日（木）まで
- イ 受付方法 質問事項（用紙等適宜）を記入の上、電子メール又はファクシミリにて送付すること。

(3) 質問に対する回答

- ア 回答期日 令和7年7月31日（木）まで
- イ 回答方法 電子メール又はファクシミリにより回答する。

(4) 申請受付期間

- 令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）まで
- ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- 受付は午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 申請受付場所

- 伊東市大原二丁目1番1号 伊東市健康福祉部社会福祉課（郵送不可）

書類の確認を行うので、持参し直接提出すること。

(6) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（第1号様式）

イ 事業計画書（第2号様式 様式の要件を満たす書類であれば、様式に代えることは可）

ウ 収支予算書（第3号様式 様式の要件を満たす書類であれば、様式に代えることは可。また、法人にあっては、法人会計基準によるところとする。）

エ 申込み資格を有していることを証する書類

- ・ （法人）登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し（法人以外にあっては、会則等）

オ 経営状況を証明する書類

- ・ 前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録
- ・ 現事業年度の事業計画書及び収支予算書

カ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

キ 児童館経営の理念

ク 児童館職員配置の考え方（施設ごと作成）

ケ 児童館人材確保・育成の考え方

コ 児童館職員の勤務条件の考え方

サ 児童館事業計画書（施設ごと及び業務仕様書2(1)イに基づき作成）

シ 児童館サービスの質の確保・向上に関する考え方

ス 児童館安全管理についての考え方

セ 令和6年度の市税納税証明書（納税義務がある場合）

(7) 提出部数

正本1部及び副本18部

- ・ 提出書類はA4サイズとします。
- ・ 上記(6)アからセまでの提出書類順に1部ずつファイルに綴じて提出すること。
- ・ 提出書類ごとに、インデックス又は付箋を貼付して提出すること。

(8) その他

ア 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

イ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

ウ 指定管理者の候補者の選定後、本要項等関係書類の不知及び不明を理由として異議の申立てはできません。

エ 著作権の帰属

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は公募により指定管理者の候補者選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

オ 企画提案説明会（プレゼンテーション）

日 時 令和7年9月下旬

※ 具体的な日時等については、別途通知する。

4 指定管理者の候補者の選定

(1) 資格審査

募集締切り後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかについて申請書類等により資格審査を行います。審査項目については、以下のとおりとします。

ア 応募者の資格について（欠格事項の有無についても含む。）

イ 管理経費が市の上限額の範囲内であるか。

ウ 事業計画について、市が求めるⅡ－１－(2)に定める業務内容を満たしているか。

(2) 選定委員会による審査

ア 伊東市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱（平成１６年伊東市告示第１４３号）の規定に基づき、指定管理者選定委員会において審査します。

イ 審査は伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第６条に基づき、同条例第４条に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、審査項目に基づき採点し、最も高い得点を得た団体を指定管理者として選定します。

(3) 選定の基準及び審査項目

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

（ア） 利用者の平等な利用の確保

（イ） 利用者に対するサービスの向上

イ はばたき及び玖須美児童館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（ア） 施設の効用の最大限発揮

（イ） 管理経費の縮減

ウ はばたき及び玖須美児童館の管理を安定して行う物的及び人的管理を有している、又は確保する見込みがあること。

（ア） 施設の適切な維持管理及び運営

エ 申請団体の経営状況が健全であるとともに、安定した内容となっていること。

（ア） 経営の健全性及び安定性

(4) 指定管理者の候補者の選定

選定委員会からの審査結果の報告を受け、市長が指定管理者の選定を行います。その後、詳細について協議を開始します。

(5) 選定結果の公表

選定結果は、令和７年１０月末日までに、応募者に通知します。また、選定の経過及び結果は、別途、伊東市ホームページ等に公表します。

5 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定手續

伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第６条に基づき伊東市議会の議決を経た後、市長が指定し通知します。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しません。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定管理者の候補者が施設の運営事業に関して支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 指定日

令和7年12月に開催が予定される伊東市議会12月定例会の議決を経て指定します。

(3) 協定の締結

市と指定管理者との協議に基づき協定を締結します。協定は、以下の項目について定めます。

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画に関する事項

ウ 施設の管理運営業務により生じる収入に関する事項

エ 事業報告及び業務報告に関する事項

オ 市が支払うべき管理費用に関する事項

カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

ク その他市長が別に定める事項

IV 問合せ先

伊東市健康福祉部社会福祉課障がい福祉係 担当 太田

伊東市大原二丁目1番1号

電話 0557-32-1532

ファクシミリ 0557-36-0775

電子メール syakai@city.ito.shizuoka.jp

V 添付書類

1 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美児童館指定管理者業務仕様書

2 様式

(1) 第1号様式 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美児童館指定管理者指定申請書

(2) 第2号様式 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美児童館に関する事業計画書

(3) 第3号様式 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美児童館の管理に関する業務の収支予算書

伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美児童館（児童福祉施設）の管理に関する業務の収支予算書

伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美

児童館（身体障害者福祉施設）の管理に関する業務の収支予算書
伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき及び伊東市玖須美
児童館（共通業務）の管理に関する業務の収支予算書

- (4) 児童館経営の理念
- (5) 児童館職員配置の考え方
- (6) 児童館人材確保・育成の考え方
- (7) 児童館職員の勤務条件の考え方
- (8) 児童館事業計画書
- (9) 児童館サービスの質の確保・向上に関する考え方
- (10) 児童館安全管理についての考え方